



教えて！議会のこと⑧

「議事の流れ」

今回は、吹田市議会(定例会)における議事の流れを説明します。

招集告示

市長の招集(議会を開くために、一定の期日に一定の場所(議場)に集合するよう各議員に要求する行為)により、招集日に議員および市長・副市長をはじめとする関係理事者(案件について説明や答弁を行う部長など)が議場に参集します。定例会が招集される場合は、市長が7日前までに告示します。

本会議

開 会

議長の開会宣告により、開会します。これにより法的に市議会の活動が始まります。

開 議

続いて、議長がその日の会議を開く宣告を行い、本会議録に署名する議員2人を指名します。



案件上程

議長が、議案などの案件を議事日程の順序にしたがって上程(議題とすること)していきます。

提案説明

案件が議題として上程されると、提案者が、その内容および議会に提案した理由を説明します。

質疑・質問

定例会では議案質疑・一般質問を一括して、各会派の代表質問および個人質問を行います。臨時会では議案質疑のみを行います。

(本定例会の質問内容は、2～7面をご覧ください。)

委員会付託

案件については、本会議での質疑が終わると、より詳細に、専門的に審査するため、案件の内容により、議長がそれぞれの所管の常任委員会(財政総務、文教市民、健康福祉、建設環境、予算、決算)に付託します。なお、委員会に付託しない(即決する)案件は、本会議での提案説明後、質疑、討論、表決を行います。

議事の流れは次のページに続きます



案件は、委員会に移ります



委員会



各委員会に付託された案件の内容および提案理由を理事者が説明します(委員会に諮って省略する場合があります)。必要に応じ、委員が関係資料を要求します。

各委員会で、付託された案件について専門的に審査します。なお、予算と決算の各委員会は、委員が4つの分科会に分かれて審査を行います。



審査が終わると、討論(議題となっている案件に対して、賛成か反対かについて、おのこの立場で意見を述べること)に入ります。

討論が終わると表決(個々の委員が賛成、反対の意思表示をすること)に入ります。(本定例会の委員会審査の詳細は8~10面をご覧ください。)

案件は、再び、本会議に戻ります



本会議



委員会審査が終わると、再び案件を本会議に上程し、各委員会の委員長が審査の経過および結果を口頭で報告します。

委員長報告に対して議員から質問があれば、委員長が答弁をします。

委員長報告に対する質疑が終わると討論に入ります。

討論が終わると表決(個々の議員が賛成、反対の意思表示をすること)に入ります。表決の結果により議会が意思決定することを「議決」と言います。(本定例会の議決結果は、14、15面をご覧ください。)

「散会」は、その日の会議を閉じることで、その日の会議を開く「開議」に対応するものです。

上程議案の議決がすべて終了し、議長が「閉会」を宣告すると、市議会はその会期の活動を終え、法的な活動能力を失います。



定例会の概要
代表質問
質 問

常任委員会

特別委員会

議会のこと

議決結果

意見書等